



介護保険サービスの利用で、悩んだり、困ったりしていることはありませんか？

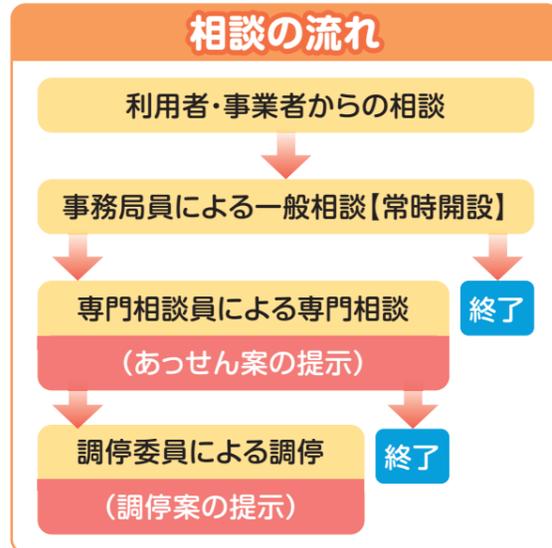
介護保険サービス等の利用者・家族と事業者双方の苦情・相談に対し、電話・来所による一般相談のほか、福祉・保健・医療・法律等、各分野の専門相談員によるあっせん、センターの調停委員による調停を行い、迅速に問題の解決を図ります。

【相談ができる方】

- 介護保険サービス等の提供を受けている又は受けようとしている大阪市内の高齢者など(本人またはその家族)
- 介護保険サービス等を提供している大阪市内の事業者
- 大阪市内の利用者サービスを提供している大阪市外の事業者



相談の流れ



おおさか介護サービス相談センター

だより

第37号
発行
2022(令和4)年
3月15日



介護保険サービスの利用のポイント (訪問看護)

介護保険サービスを利用する際に、注意すべき点や利用のポイントなどをご紹介します。

4回目の今回のテーマは、訪問看護についてご紹介します。

令和2年度介護給付費等実態統計の概況(厚生労働省発表)において、サービス種類別の年間実受給者数のうち、居宅サービスの中では、福祉用具貸与が約258万人で最も多く、次に通所介護が157万人、3番目が訪問介護の約148万人、4番目が訪問看護の約81万人でした。

病気があり住み慣れた自宅で療養生活を送る場合や退院後自宅療養に移行する場合に、医師の指示のもとに看護師等が訪問し、健康状態のチェック、療養に関する相談、リハビリテーション、点滴などの医療処理などを行うサービスを訪問看護と言います。

訪問看護は、自宅等で療養生活を送る方にとって、自宅等で専門的な医療ケアが受けられるとともに、介護する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図る重要な役割を担っています。

訪問看護を利用するには、医療保険、介護保険の2種類の制度がありますが、今回は、介護保険の要支援及び要介護の認定を受けている方々が利用される訪問看護についてご説明します。

大阪市では、令和3年10月1日現在約500か所の訪問看護事業所が指定されています。

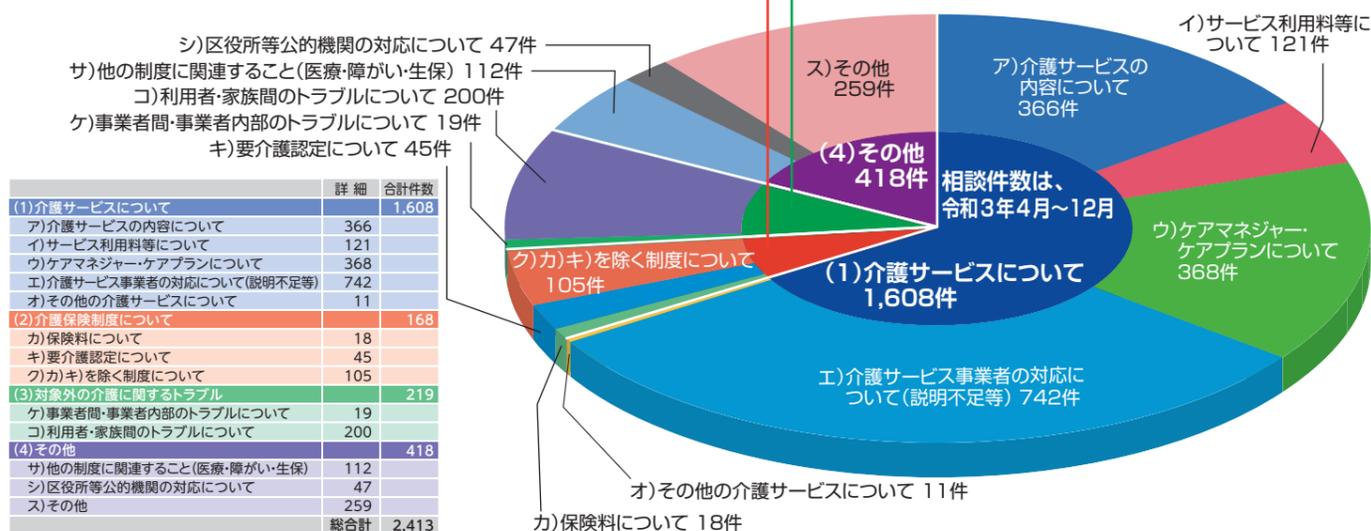
療養生活を送る方にとって、医療処置などを行うサービスである訪問看護の役割を理解していただき、住み慣れた自宅等で、生活していただければと考えます。



令和3年4月～令和3年12月 苦情相談件数 (1,679件) ※相談内容が複数の項目に該当する場合があります合計3,143件

(2)介護保険制度について 168件

(3)対象外の介護に関するトラブル 219件



社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 おおさか介護サービス相談センター

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12番10号
(大阪市立社会福祉センター308)

TEL. 06-6766-3800・06-6766-3855
FAX. 06-6766-3822

ホームページ <https://kaigo-osaka.ne.jp>
メールでのご相談も受け付けています。

相談日時 平日 午前9時から午後5時まで
※土曜・日曜・祝日・年末年始
(12月29日～1月3日)を除く

